

令和8年度 半田防犯協会連合会 防犯カメラ設置補助金制度について

1 目的

半田警察署管内で安心して暮らせるまちを実現するため、住民及び家屋の所有者に対して防犯カメラ設置に係る費用の一部を補助し、犯罪の未然防止・早期発見と設置費用の軽減を図ることを目的とする。

2 対象者

- (1) 防犯カメラを設置する半田警察署管内の住宅に現に居住する個人
- (2) 防犯カメラを設置する半田警察署管内の住宅(空き家)を所有する個人

3 対象となる防犯カメラの条件

以下の要件をすべて満たす防犯カメラの新規設置費用

- (1) 外部記録媒体等に映像を録画し閲覧できること。
※ダミーカメラ、録画機能のない防犯カメラは対象外
- (2) 犯罪の未然防止及び早期発見を目的とし、公道等から容易に見える位置で住宅の屋外に継続的に設置すること。
※賃貸住宅にお住まいの方は、事前に住宅の所有者または管理者の同意を得ること。
- (3) 自己の住宅敷地内及び必要最低限の隣接する道路等の公共空間を撮影する範囲で設置すること。
- (4) 愛知県「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を遵守していること。
※設置にあたっては、プライバシーに十分配慮すること。
- (5) 令和8年4月1日以降に購入したもの。

4 補助金額

上限 3,000円 (100円未満切り捨て)

※防犯カメラの購入及び設置に要した費用(税込)

5 その他条件等

- (1) 申請は1世帯につき1回とする。
- (2) 申請者が暴力団等の反社会的勢力で無いこと。
- (3) 補助金交付にふさわしくないと判断された場合には補助金を交付しない。
- (4) 捜査機関から防犯カメラで撮影した映像・画像に関する情報提供の依頼があった際は、可能な限り協力すること。
- (5) 防犯カメラ設置後、設置場所の確認に行くことがある。
- (6) 申請内容に虚偽があった場合は、半田防犯協会連合会に対して補助金を返還すること。

- (7) 防犯カメラ設置後に生じた犯罪被害・トラブルについては、半田防犯協会連合会は一切の責任を負わない。

6 申請方法及び交付方法

- (1) 申請者は以下の必要書類を半田防犯協会連合会事務局に持参またはメールにて提出し、補助金の申請をする。

※半田市内に住所を有する方への注意事項

半田市内に住所を有する方が、自ら居住する住宅に防犯カメラを設置する場合は、半田市が実施する防犯カメラ設置補助金制度に申請するものとする。なお、同一の設置内容について、当防犯協会への申請を併せて行うことはできない。

また、半田市内に所在する空き家に防犯カメラを設置する場合は、当防犯協会が実施する補助金制度に申請するものとする。

なお、自宅に係る申請と空き家に係る申請を併せて行うことは認めないものとする。

- 半田防犯協会連合会防犯カメラ設置補助金申請書兼請求書
- 防犯カメラ設置に係る費用の内容がわかる書面等の写し
(領収書やレシート、電子領収書等)
- 防犯カメラを設置したことがわかる写真や電子データ
(公道等から容易に見える位置に設置したことがわかるもの)
- 申請者の身分が明らかになる身分証等
※メール申請の場合は、身分証の写しを提出する

- (2) 必要書類を審査し、問題がなければ申請を受け付け、補助金を後日、口座振込にて交付する。

※振込先は、申請者本人名義の口座に限る。

- (3) 申請書類に不備等がある場合、申請を受理しない。

- (4) 補助金交付は申請順とし、期間内でも予算に達し次第終了とする。

7 申請受付期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日

申請の受付は土日祝日を除く、平日午前9時から午後3時まで

【 半田防犯協会連合会 事務局 】

半田市出口町1丁目 31 番地 半田警察署生活安全課内

(電話・FAX) 0569-26-1511

(E-mail) handaboukyou@ninus.ocn.ne.jp

《協賛》半田警察署生活安全課